

二 兼生 解決年月日

昭和十二年七月二十七日兼生 〃七月二十九日解決

三 兼業主側

- 1. 名称 三ノ輪製鉄所 (何人至営)
- 2. 所在地 荒川口三河島町一ノ二七九一
- 3. 兼業主住所氏名 下谷五伴住居町三十四 坂田最大郎
- 4. 事業の種類 製鉄業
- 5. 資本金 金二千円
- 6. 企業系統 十ノ
- 7. 使用労働者 雑役四名 製鉄工四名 目立工一名計九名
- 8. 労働賃銀 (日給)
 - イ 雑役 最高一月二十円 最低一月十円十銭
 - ロ 製鉄工 〃 二四四十銭 〃 一四四十銭 〃 一四八十銭
 - ハ 目立工 二月六十銭

9. 退取手当制度並福利施設の有無 十ノ

四 勞働者側

- 1. 労働者加数 一名 (目立工)
- 2. 組合及後援団体関係 十ノ
- 3. 労働交渉生原因

兼業主坂田最大郎ハ七月二十七日後業負債田辰二一平素ヨリ業務怠慢言動不遜ニシテ後業債々注意ヲ失フルモ及者十ニト為シ解雇言渡シタルニ依ル

六 経過

1. 解雇言渡ラヌケタル後業負債田辰二ハ不当解雇ナリトシ解雇ヲ承認セス口頭ニテ復取方ヲ嘆願シタルモ兼業主坂田ハ事業統制上止ムナシトテ取消ヲ為サス

2. 七月二十九日勞資双方所轄三河島警察署ニ出頭調停方依頼セ